

高齢者虐待防止への 取組みについて

福祉保健部地域保健課

虐待の未然防止のためにお伝えしたいこと

- 甲府市高齢者虐待対応マニュアルの理解
- 高齢者虐待の早期発見と対応、及び虐待支援チームの一員としての役割
 - ・ 早期発見のために「虐待のサイン」に気づくこと
 - ・ 「虐待の疑いのチェックポイント」で危険性・緊急性を確認すること
 - ・ 虐待の疑いがあったら、地域包括支援センター・市へ通報・相談すること
 - ・ リスク要因がある場合、未然防止として対応すること

1. 「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」の解説

甲府市では、高齢者虐待の対応について、平成31年4月にマニュアルを改訂し、虐待の未然防止に取り組んでいます。

「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」の目次(1)

第1 甲府市における高齢者虐待対応

1 高齢者虐待防止法

2 市の役割

3 定義

4 基本的な視点（姿勢）

5 留意事項（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」目次(1)の概要

第1：甲府市における高齢者虐待の対応

- (1) 高齢者虐待の一義的な責任は、市にあり、9か所の地域包括支援センター（以下「包括」と言う。）と共に、虐待に対応しています。
- (2) 「高齢者」「養護者」「養介護施設従事者」の定義が示されています。
- (3) 住民や介護保険事業所等と地域におけるネットワークをつくり、連携・協力によるチーム対応で進めています。
- (4) 虐待の未然防止、早期発見・早期対応が重要です。
- (5) 高齢者だけでなく養護者も支援します。

「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」の目次(2)

第2 養護者による虐待等への対応

- 1 高齢者虐待の未然防止の取組
- 2 高齢者虐待の早期発見のための取組
- 3 養護者による高齢者虐待対応
- 4 初動期段階
- 5 対応期段階
- 6 終結段階
- 7 養護者（家族等）への支援
- 8 養護者による高齢者虐待対応手順の見方

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」目次(2)の概要

第2：養護者による虐待等への対応

- (1) リスク要因を有する家庭への支援による未然防止が重要です。
- (2) 住民や関係機関が、通報や対応窓口（休日・夜間対応も含む）を知っていると早期発見ができます。
→対応窓口（包括）の連絡先等は、市ホームページにあります。
- (3) 養護者による虐待は、包括・市が実態把握を行い、対応等を関係機関や関係者の協力を得ながら進めます。
- (4) 養護者（家族等）への支援も行います。
- (5) 本市マニュアルには、対応フロー図があり、包括・市と並んで、関係機関が明記されています。

「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」の目次(3)

第3 養介護施設従事者による虐待への対応

- 1 定義・概略
- 2 市による相談・通報・届出への対応
- 3 事実の確認・県への報告
- 4 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使
- 5 養介護施設従事者による高齢者虐待の状況の公表

(「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋)

「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」目次(3)の概要

第3：施設従事者等による虐待等への対応

- (1)対象は、介護保険施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業者などで従事する職員のすべてです。
- (2)施設従事者の虐待は、市（地域保健課）が対応します。
- (3)通報者は、保護されます。
- (4)事実確認のため、施設の調査が行われる場合があります。
- (5)施設従事者等による虐待等については、県に報告します。
- (6)本市マニュアルにフロー図があります。

2. 虐待は法律により規定(1)

(1)高齡者虐待の防止、高齡者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）

○目的は、高齡者の権利利益の擁護（法第1条）

(2)定義（法第2条）

①高齡者は65歳以上の者

②虐待は、養護者、及び養介護施設従事者によると規定

③養護者は、高齡者を現に養護する者で、養介護施設従事者以外の者

（「甲府市高齡者虐待対応マニュアル」より抜粋）

2. 虐待は法律により規定(2)

(3)早期発見（法第5条）

○養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係する団体及び養介護施設従事者、医師（中略）高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

(4)通報（法第7条）

○養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

3. 虐待の行為とは？

- 1 身体的虐待
 - ・・・身体に外傷が生じる行為、生じる恐れのある暴行
- 2 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
 - ・・・食事を与えない、必要な介護をしない等の行為
- 3 心理的虐待
 - ・・・暴言を吐く、拒否をし続ける、無視する等の行為
- 4 性的虐待
 - ・・・わいせつな行為、わいせつな行為をさせる
- 5 経済的虐待
 - ・・・高齢者本人の財産を不当に使う等の行為

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

4. 虐待のサイン

【早期発見に役立つ12のサイン】(1)

- ①身体に不自然な傷やあざがあり、高齢者自身や介護者の説明がしどろもどろ
- ②脱水症を甘く見ることは禁物
→家族が意図的に高齢者の水分補給を制限していると想定
- ③部屋の中に衣類、おむつ、食べかけの食事、食べ残しが散乱
- ④外で食事する時、一気に食べてしまう
→自分で食事の準備や食べたりできない

(「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋)

【早期発見に役立つ12のサイン】(2)

- ⑤必要な薬を飲んでいない、服薬の介助をしていない
- ⑥強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる
- ⑦落ち着きがなく、動き回ったり異常にしゃべる
 - 認知症高齢者で、自傷行為、体の揺すり、指しゃぶり、かみつきの落ち着かない状態
- ⑧「年金を取り上げられた」と訴える
 - 年金収入があっても生活費に困窮、身に覚えのない借金の取り立てなど
- ⑨高齢者を介護している様子が乱暴に見える

(「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋)

【早期発見に役立つ12のサイン】(3)

- ⑩ 家族が福祉・保健・介護関係の担当者を避ける
- ⑪ 家の中から、家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる
- ⑫ 天気が悪くても、高齢者が長時間、外にたたずんでいる、あるいは昼間、姿を見かけなくなった、窓が閉まったまま
→この状態が継続する

(「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋)

5. 早期発見のために

虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、
虐待の早期発見に努めなければならない者（法第5条）

- (1) 養介護施設、病院、保健所、その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体、及び養介護施設従事者
- (2) 医師、保健師、弁護士その他高齢者福祉に職務上関係のある者

皆様は、**早期発見に努める者**になります。

虐待かどうか「虐待の疑いのチェックポイント」で客観的に確認しましょう。

6. 虐待の疑いのチェックポイント

【代表的な確認（チェック）項目】（1）

A 身体の状態・けが等

※下線は緊急性を要する

- ①体に不自然で複数のあざ、打撲痕や腫脹、傷、やけどの跡が頻繁
頻繁にある
- ②急な体重の減少、やせすぎ
- ③栄養失調、低栄養の疑い
- ④重い脱水症状、その繰り返し
- ⑤全身衰弱、意識混濁
- ⑥頭部外傷、重度の褥そう

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

【代表的な確認（チェック）項目】（2）

B 生活の状況

- ①着の身着のまま、いつも汚れたりした服を着ている
- ②身体の異臭、汚れた髪、伸び放題の爪
- ③菓子パンのみの食事、自宅以外でガツガツ食べる、拒食や過食
- ④不眠の訴え、不規則な睡眠
- ⑤自由に外出できない、自由に家族以外の人と話せない、長時間家の外
- ⑥経済的に困っていないのに「お金がない」と訴える
- ⑦居住する家が極端に非衛生的である、暖房の欠如

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

【代表的な確認（チェック）項目】（3）

C 話の内容

※下線は緊急性を要する

- ① つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする
- ② 「お金をとられた」「貯金がなくなった」の発言
- ③ 関係者に話すことをためらう、話の内容が変化
- ④ 「怖い」「怒られる」「殴られる」などの発言
- ⑤ 「何も食べていない」「怖いから家にいたくない」「帰りたい」などの発言
- ⑥ 「死にたい」などの発言、自分を拒否的に話す

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

【代表的な確認（チェック）項目】（４）

D 表情・態度

- ① わずかなことにおびえやすい
- ② おびえた表情、急に不安がる、人目を避けたがる
- ③ 無気力な表情、問いかけに無反応
- ④ 家族のいる場面いない場面で態度が異なる、投げやりな態度、急な態度の変化

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

【代表的な確認（チェック）項目】（5）

E サービスなどの利用状況

- ① 家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- ② 処方された薬を適切に服薬できていない、本人が処方されていない薬を服用
- ③ 入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し
- ④ 必要であるサービスを未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足
- ⑤ 援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否
- ⑥ 利用負担が突然払えなくなる、利用をためらう

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

【代表的な確認（チェック）項目】（6）

F 養護者の態度

- ① 高齢者に対して、冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的
- ② 高齢者に対し「早く死んでしまえ」など拒否的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、乱暴な口のきき方
- ③ 援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

【代表的な確認（チェック）項目】（7）

F 養護者の態度つづき

※下線は緊急性を要する

- ④家から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴が聞こえる
- ⑤高齢者に面会させない
- ⑥虐待者の精神的不安定、判断力低下、非現実的な認識
- ⑦支援者へ「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」の訴え
- ⑧虐待者が高齢者の保護を求める
- ⑨刃物、ビンなど凶器を使った暴力や脅かし

（「甲府市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋）

7. 「虐待かも？」と思ったら・・・

(1) 発見したら通報を

養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、市町村に通報しなければならない（法第7条）

○虐待のサインに早く気づくと、虐待になること、
又は、その深刻化を防ぐことができます。

(2) 通報って、具体的にはどうする？

発見者 → 所属の事業所内で共有 → ケアマネジャー
→ 包括・市（地域保健課）

○通報・相談した方のプライバシーは保護されます。

8. 個人情報保護と情報提供

(1)個人情報の保護に関する法律

利用目的の制限（第16条）、第三者提供の制限（第23条）が義務付けられている。

しかし、

(2)上記の法律と甲府市個人情報保護条例

高齢者虐待の養護者等には、同意を得ることの例外規定に該当します。（市条例第5条）

及び、

(3)虐待の対応をする包括職員・本市等には、守秘義務が課せられています。（法第8・17条）

9. 通報を受け包括、市は虐待に どう対応するのか？

- (1) 虐待に関する事実確認のための情報収集
《必要時、情報の提供を依頼するので協力を》
↓
- (2) 虐待の有無・緊急性等を判断
《包括と市で協議》
↓
- (3) 虐待対応計画の決定
《虐待の発生要因・課題の整理、関係機関・関係者と協議・
決定、役割分担を》
↓
- (4) 高齢者本人・養護者（家族等）への支援
《情報共有しながら連携した対応で、終結を目指す》

10. 虐待調査から発生要因を知る

高齢者虐待の発生要因（R元年度全国虐待調査結果から）

- ①虐待者の性格や人格
- ②高齢者の認知症の症状
- ③虐待者の介護疲れ、介護ストレス
- ④高齢者と養護者の虐待発生までの人間関係
- ⑤虐待者の精神状態が安定していない
- ⑥虐待者の理解力の不足や低下

11. 虐待の芽=リスク要因のある 家庭への未然防止が重要

- 虐待調査結果の虐待発生要因は、どこの家庭でも起こりそうな要因（高齢者側、虐待者（養護者）側、その他の問題）が複雑に絡み合って虐待が起こっていました。
- 虐待が起こる前のリスク要因としてとらえると、まだ虐待の芽の段階であり、どの家庭でも有しています。
- 関係機関・関係者のネットワークで、高齢者や養護者の状況を適切に見極め、積極的な支援・見守りすることで虐待の未然防止が可能になります。
- 虐待の芽=リスク要因の段階でも、包括や市に相談しましょう。

12. 養介護施設従事者による高齢者虐待防止

- (1) 皆様の職場内で、施設における高齢者虐待の研修、苦情の処理体制の整備（法第20条）
- (2) 通報者が養介護施設の従事者である場合は、通報による不利益取り扱いの禁止（法第21条）、立場の保護が配慮されます（法第23条）。
- (3) 「虐待の芽チェックリスト」、「虐待防止セルフチェックリスト」（東京都福祉保健財団高齢者権利擁護センター高齢者権利擁護推進事業リンク集）等を活用し、虐待防止に取り組んでください。

13. 「虐待の未然防止」の重要ポイントの確認

本市高齢者虐待対応マニュアルを参考にしながら

- (1)虐待の1 2のサインに気づいたら、確認（チェック）項目を確認し、早期発見に努める
- (2)虐待の疑いがあったら、いつでも、包括・市へ通報・相談する
- (3)虐待の家族を支援チーム員として、連携して対応する
- (4)虐待が起こる前でも、リスク要因のある家庭には、包括に相談し、未然防止として対応する
- (5)養介護施設に従事する職員は、自らも施設内の虐待防止を意識する

14. 皆様にお願ひすること

○高齢者の一番近くにおいて、日常の高齢者本人の様子はもちろんのこと、ご家族の様子も見ることが出来る皆様だからこそ、高齢者虐待の

①未然防止と②早期発見・早期対応

を期待しています。

○今後も高齢者が健やかに甲府市で過ごせるよう、ご協力をお願いします。

参考資料

○「甲府市高齢者虐待対応マニュアル平成31年4月改訂」

甲府市ホームページに掲載

キーワード：高齢者虐待

○高齢者虐待の相談・通報（地域包括支援センター）

甲府市ホームページに掲載（住所・電話番号等）

キーワード：高齢者虐待

トピックス

I 介護施設等における虐待防止体制の整備

運営基準の改正（R3.4.1）により**全ての介護サービス事業者を対象に**次の項目が義務付けられました。

虐待の発生又はその発生を防止するための委員会（虐待防止検討委員会）の開催

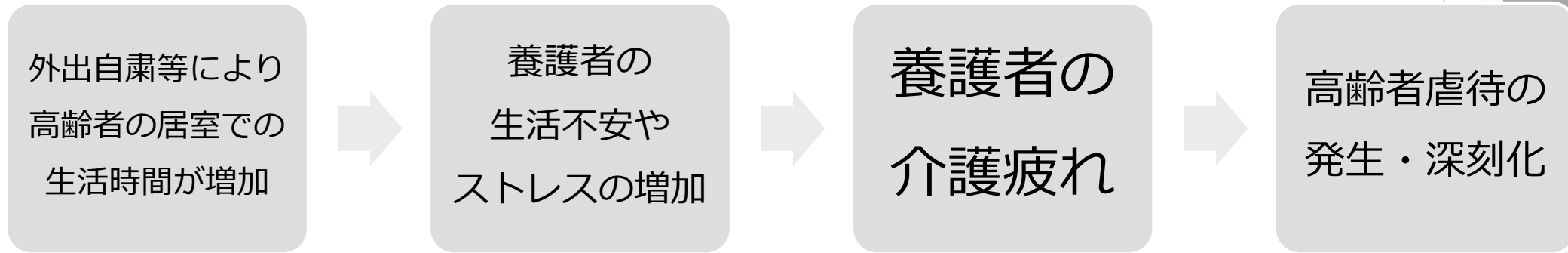
虐待防止
指針の整備

研修の実施

虐待担当者
を定める

3年の経過措置期間は努力義務として施行されています。
令和6年4月1日から完全施行となりますので、各事業所につきましては体制整備に努めてください。

Ⅱ 新型コロナウイルスの感染拡大時における 高齢者虐待への対応



早期発見・未然防止のために関係機関との連携・協働の必要性が重要視されています。

法・マニュアルに基づく適切な対応をお願いします。